

みんなで知ろう 理解しよう
そして みんなで支えよう

犯罪被害者やその家族、遺族

誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現は県民全ての願い。

でも、ある日突然犯罪や事故に巻き込まれ、
誰もが犯罪被害者、その家族、遺族（犯罪被害者等）となる可能性があります。

犯罪被害者等が一日も早く被害から回復し、
地域社会で再び平穏な日常生活を営むことができるよう

「島根県犯罪被害者等支援条例」の基本理念を踏まえ、

県民の皆さんに犯罪被害者等の支援について
理解と共感を深めていただくためのリーフレットを作成しました。



犯罪被害などに遭うと…どうなる？

身近な人が被害に遭ったら…あなたはどうする？

島根県犯罪被害者等支援条例、計画とは？

県の主な施策

被害者等支援総合窓口

犯罪被害などに遭うと…どうなる？

犯罪被害などを受けた後は、一種のショック状態が続き、心や体に変調を来すことが多いのですが、これは異常なことではなく、突然大きなショックを受けた後では誰にでも起こり得る事です。

被害による様々な影響

こころ



- 現実だと思えない
- 自分を責める
- イライラする
- 落ち込む
- やる気が出ない
- だれも自分のことをわかってくれないと感じる
- 同じようなことがまた起きるのではないかと不安

からだ

- 吐き気がする
- 頭痛
- めまい
- 腹痛
- 下痢
- 便秘
- 疲れが抜けない
- 肩こり



生活

- お酒やたばこの量が増える
- 人間関係がうまくいかなくなる
- 被害を思い出す物や場所などを避ける
- 外出ができない



お子さんの場合

- これまでできていたことができなくなる
- 甘えが強くなる（赤ちゃんがえり）
- 勉強や遊びに集中できなくなる
- 普段よりはしゃいでいる
- 発熱
- 腹痛
- 頭痛



身近な人が被害に遭ったら…あなたはどうする？

犯罪被害者等は、直接的な被害による苦しみだけでなく、その後の心身の不調や経済的な問題、周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷等による二次被害にも苦しめられます。

一日も早く被害から回復し、地域社会で再び平穏な日常生活を営むことができるように、周囲の人は、犯罪被害者等の置かれている状況を理解し、相手に寄り添う気持ちを大切にしましょう。

二次被害とはどんなこと？

- 他者による無理解・配慮に欠ける言動
- 偏見、差別、プライバシーの侵害
- インターネット等による誹謗中傷
- 報道機関等による過剰な取材



- 失職や転職、転居費用の負担
- 医療費、介護費用の負担
- 精神的ショックや心身的な不調
- 捜査・裁判への負担や苦痛
- 再被害への不安や恐怖 等



大切なのは、「寄り添う気持ち」

犯罪被害に遭った後には、周囲の人からの支えが大きな力となります。

その方の話をよく聴き、できるだけその意思を尊重した対応をとりましょう。

起きている出来事をよく考え、相手に寄り添うという気持ちが大切です。



「島根県犯罪被害者等支援条例」(令和4年12月23日施行)の概要

犯罪被害者等の権利や利益を侵害されないように守り、県民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

基本理念

- ◆犯罪被害者等の個人の尊厳の尊重、ふさわしい処遇の保障
- ◆犯罪被害者等の事情に応じた適切な支援の実施、二次被害防止のための十分な配慮
- ◆必要な支援の途切れることのない提供
- ◆国、県、市町村等の相互の連携・協力

県民・事業者の役割

- ◆県民は、犯罪被害者等が置かれている状況、支援の必要性等について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮すること。
- ◆事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況・支援の必要性等について理解を深め、事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮すること。
- ◆事業者は、県が条例に基づき実施する施策に協力するよう努めること。

「島根県犯罪被害者等支援計画」の概要

条例の基本理念に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、策定しました。

施策と具体的な取組

損害回復・経済的支援等への取組	損害賠償請求等に関する周知 経済的負担の軽減 ※見舞金は次のページへ 居住の安定 雇用の安定
精神的・身体的被害の回復・防止への取組	保健医療サービス及び福祉サービスの提供 安全の確保 保護、捜査、公判等の過程における配慮等
刑事手続への関与拡充への取組	刑事手続参加のための情報提供や体制の整備等
支援等のための体制整備への取組	関係機関・団体との連携推進 民間団体に対する支援 相談窓口の充実・周知
県民の理解の増進への取組	各種媒体を活用した広報・啓発 犯罪被害者週間における広報・啓発 ※次ページへ 講演会等の開催

県的主要施策

「犯罪被害者等見舞金」給付制度

●殺人などの故意の犯罪行為により

不慮の死を遂げた犯罪被害者のご遺族……遺族見舞金 30万円

重傷病を負った犯罪被害者ご本人 ……重傷病見舞金 10万円

精神疾患を負った犯罪被害者ご本人 ……精神療養見舞金 5万円 を給付します。

給付を受ける場合は、それぞれ必要な要件があります。

詳しくは右記にお問い合わせください。☎0852-22-6216

犯罪被害者週間

毎年11月25日～12月1日までの「犯罪被害者週間」にパネル展示等を行い、県民等の理解増進を図ります。

島根県犯罪被害者等支援総合窓口のご案内

島根県では、犯罪等により被害に遭われた方やそのご家族が直面する困りごとや悩みごとについて、各種相談機関や窓口の紹介等を行う「犯罪被害者等支援総合窓口」を開設しています。

どこに相談してよいかわからない場合や、相談の内容が多岐にわたる場合など、こちらをご利用ください。

○島根県 犯罪被害者等支援総合窓口

担当課	電話番号	受付時間
消費とくらしの安全室	0852-28-7830	8:30～17:15 ※土日祝日・年末年始を除く

○市町村 犯罪被害者等支援総合窓口

市町村	部局名	電話番号	市町村	部局名	電話番号
松江市	家庭相談課	0852-55-5210	川本町	総務財政課	0855-72-0631
浜田市	防災安全課	0855-25-9122	美郷町	総務課	0855-75-1211
出雲市	防災安全課	0853-21-6548	邑南町	総務課	0855-95-1111
益田市	福祉総務課	0856-31-0664	津和野町	総務財政課	0856-74-0028
大田市	人権推進課	0854-83-8038	吉賀町	総務課	0856-77-1111
安来市	総務課	0854-23-3015	海士町	総務課	08514-2-0113
江津市	総務課	0855-52-7927	西ノ島町	総務課	08514-6-0101
雲南市	総務課	0854-40-1021	知夫村	総務課	08514-8-2211
奥出雲町	福祉事務所	0854-54-2541	隠岐の島町	地域振興課	08512-2-8570
飯南町	総務課	0854-76-2211			



○主な関係機関の窓口

内容	名称	連絡先	対応時間
犯罪の被害に遭われた方の相談及び給付金制度等の相談	島根県警察本部 広報県民課 犯罪被害者支援室	0852-26-0110	8:30～17:15 ※土日祝日・年末年始除く
被害者や、その家族・遺族の方が受けた被害などに関する相談	島根被害者 サポートセンター	0120-556-491 (こころのすくい)	10:00～16:00 ※土日祝日・年末年始除く

その他の各種
相談窓口は
↓こちら↓

